

失業等給付の不正受給状況

(単位；件、千円)

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額
失業等給付	12,093	2,395,442	10,920	2,038,850	11,716	2,041,978	9,855	1,642,568
一般求職者 給付	11,090	2,108,954	9,829	1,799,783	8,462	1,454,708	7,798	1,251,806
就職促進給 付	382	115,816	283	63,521	181	21,538	253	27,826
雇用継続給 付	9	1,024	15	5,160	15	7,498	3	885
教育訓練給 付金	82	17,849	217	20,517	2323	369,915	1,266	219,999

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
失業等給付費	2兆5,292億円	1兆9,618億円	1兆4,672億円	1兆3,772億円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
返還命令	11,529件	10,460件	9,674件	8,606件
納付命令	6,195件	5,481件	4,560件	4,142件

※ 返還命令及び納付命令については、求職者給付のみ（納付命令については日雇を除く。）の件数である。

不正受給への対応について

失業等給付

- 失業等給付の不正受給は、就労不申告、就職未届による基本手当の不正受給が大半を占める。
- 被保険者資格取得届によるチェック、関係者による情報提供、公共職業安定所の窓口における失業の審査、事業所調査等により不正受給を発見。
- 発見した不正受給事案については、以下により対処（雇用保険法第10条の4第1項、第34条第1項等）。
 - ① 支給停止；不正行為のあった日以後支給しない。
 - ② 返還命令；不正行為により受給した額の返還を命ずる。
 - ③ 納付命令；返還を命ずる額の二倍以下の額の納付を命ずる。
 - ④ 告訴・告発；不正行為が悪質等の場合、警察に告訴・告発する。

雇用保険三事業

助成金の不正受給を防止するため、15年6月に「不正受給防止マニュアル」を作成し、対策を強化。一定額以上の助成金を申請した事業所への訪問による事実関係の調査、支給に係る全ての雇入れ労働者についての電話による事実確認等を実施するとともに、確認が困難な事案等については事業所給付監査官による立ち入り検査等を実施。

教育訓練給付の不正受給に対する現在の対応

- 1 平成14年4月、平成15年11月と教育訓練給付の講座の指定基準を見直し、趣味的な講座は全て廃止する等、真に雇用の安定と就職促進に資すると判断されるものに限定して指定（平成13年10月、22,183講座→平成18年4月、7,789講座）。
今後とも、見直しを不断に実施。
- 2 雇用保険法の改正により、相当の自己負担を要することとし、平成15年5月より、給付水準を引き下げ、教育訓練の受講のために支払った費用の4割相当額（上限20万円）を支給（従来は8割相当額（上限30万円）を支給。）。（※）
（※）平成15年の雇用保険法改正により、被保険者期間が3年以上5年未満の者についても給付の対象とし、給付率を20%、上限10万円とした。
- 3 平成15年11月には教育訓練給付の支給審査方法の改正を行い、新たな不正受給の発生を防止する体制を整備。
 - (1) 郵送・代理人による支給申請の原則禁止。
 - (2) 教育訓練経費の自己負担額確認の厳格化。
 - (3) 安定所調査に虚偽の陳述を行った者への納付命令の適用。
- 4 16年3月以降は教育訓練給付に係る不正受給案件が発見された場合、すべての案件について全国にわたる対応をとるよう措置。

雇用保険被保険者と教育訓練給付受給者数の比較

(単位：人、%)

	被保険者期間	① 一般被保険者数		② 教育訓練給付受給者数		③ 利用割合 (②/①)	
			(構成比)		(構成比)		[前年度比]
平成15年度	3～5年未満	4,782,767	(18.3)	11,933	(2.5)	0.25%	[-]
	5年以上	21,379,320	(81.7)	457,896	(97.5)	2.14%	[-]
	計	26,162,087	(100.0)	469,829	(100.0)	1.80%	[-]
平成16年度	3～5年未満	5,045,835	(19.0)	37,942	(16.5)	0.75%	[201.4]
	5年以上	21,442,352	(81.0)	192,681	(83.5)	0.90%	[-58.0]
	計	26,488,187	(100.0)	230,623	(100.0)	0.87%	[-51.5]
平成17年度	3～5年未満	5,198,175	(19.2)	34,029	(21.4)	0.65%	[-12.9]
	5年以上	21,864,740	(80.8)	125,037	(78.6)	0.57%	[-36.4]
	計	27,062,915	(100.0)	159,066	(100.0)	0.59%	[-32.5]

- (注) 1. 被保険者数は、各年度末現在における被保険者期間別被保険者数を特別集計したものである。
 2. 被保険者期間3～5年未満の被保険者数は、1～5年未満被保険者数の集計結果を元に試算したものである。
 3. () 内の数字は、それぞれの計を100とした場合の構成比である。

高年齢雇用継続給付に係るサンプリング調査の結果

1 申請事業所数

従業員数(企業)	～50	51～100	101～300	301～	計
事業所数	203	79	103	165	550
構成割合	36.9%	14.4%	18.7%	30.0%	100.0%

2 申請件数

従業員数(企業)	～50	51～100	101～300	301～	計
申請件数	306	124	232	922	1584
構成割合	19.3%	7.8%	14.6%	58.2%	100.0%

注：北海道、宮城、福島、栃木、東京、山梨、大阪、和歌山、鳥取、愛媛の各労働局管内のそれぞれ1カ所の公共職業安定所において、平成18年8月28日から8月30日の3日間にサンプリング調査を行ったもの。